

一般社団法人石垣市観光交流協会

有料バナー広告掲載申込書

設置場所	枠数	バナー広告規格	設置許可	月額使用料	申込 <input checked="" type="checkbox"/>
石垣市観光交流協会 ホームページ(トップ画面)	20 枠	・下段 A 枠(160px×65px) ・左上段枠(160px×160px)	会員企業	5,000 円	<input type="checkbox"/>
	6 枠	・下段 B 枠(320px×130px)	会員企業	30,000 円	<input type="checkbox"/>
		・下段 B 枠(320px×130px)	非会員企業	60,000 円	<input type="checkbox"/>

1. 先着順ですので、設置場所ご希望に添えない場合もございますので予め了承下さい。
2. 申込の際は、申込書と使用料金、バナーデータを合わせて提出してください。
3. バナー広告は掲載料金納入後の掲載となります。
4. 申込の際は、バナー広告データをご持参下さい。

(※データのみ、メールでの受付も可能です。 E-mail : ishigaki@earth.ocn.jp)

一般社団法人石垣市観光交流協会 会長 高嶺良晴 様

平成 年 月 日

石垣市観光交流協会管理の有料バナー広告管理運営規程を了承し、申しいたします。

事業所名: _____

住 所 : _____

連絡先 : _____

E-mail : _____

代表者名: _____ 印 ※事業所の印鑑は必須です。

担当者名: _____ ※担当者がある場合は記入してください。

掲載希望期間: 平成 年 月 から 平成 年 月末日まで

リンク先 URL: _____

(事務局記入欄)

事務局長	経 理	受 付

石垣市観光交流協会公式ホームページ
有料バナー広告管理運営規定

(目的)

第1条 本会事業の一環として、石垣市観光交流協会公式ホームページへの有料バナー掲載を募り、観光関係機関向けに貸し出を行い管理運営にあたり、本会事業運営資金とする。

(掲載期間)

第2条 原則として1ヶ月単位とする。

(募集時期)

第3条 随時募集とする。ただし、バナー広告枠が定数に達し次第締め切るものとする。バナー広告枠に空きが出た場合は、当会が発行する南島新聞やFAX・メール会員専用ページ・ホームページ記事にて募集を行う。

(掲載基準)以下に該当するバナー広告は掲載できません。

- 第4条
1. 責任または所在が不明なもの。
 2. 社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ。
 3. 商標、著作権、写真等を無断で使用したもの。
 4. その他、本会が不適切と判断したもの。

(料金及びバナー規格)

- 第4条
1. バナー広告料・各枠のバナーサイズは下記の表のとおりとする。
 2. 本会会員企業は、ホームページ下段A枠とB枠の2箇所の使用申し込みをすることが出来る。
 3. 非会員企業の有料バナー広告設置場所は、本会ホームページ(トップ画面)下段Bの1箇所とする。
 4. 使用料金は、原則として1ヶ月単位での支払いとする。

設置場所	枠数	バナー広告規格	設置許可	月額使用料
石垣市観光交流協会 ホームページ(トップ画面)	20枠	・下段A枠(160px×65px) ・左上段(160px×160px)	会員企業	5,000円
	6枠	・下段B枠(320px×130px)	会員企業	30,000円
		・下段B枠(320px×130px)	非会員企業	60,000円

(申込方法)

- 第5条
1. 原則として、本会事務局へ申込書、使用料、掲載するバナーデータを添えて申し込むものとする。
 2. 広告掲載はバナー広告掲載料金納入後に掲載するものとする。
 3. 申込は先着順とし、定数に達し次第締め切るものとする。
 4. バナー広告のデータは、メールでの受取りまたは電子媒体での持込とする。

(禁止事項)

1. 有料バナー広告枠を使用する企業が運営又は作成したインターネットサイト以外へのリンクを禁止する。

(途中解約)

- 第6条
1. 有料バナー広告枠を使用する企業が、使用期間中に本会を退会した場合や、解約した場合は、残存期間の使用料は返金しない。
 2. 使用する会員企業が、本会会費を6ヶ月以上滞納し、再三の催促にも拘らず入金がなされない場合は、本会「会費納入に関する規約」に基づき退会したものとみなし、当契約を解約し残存期間の使用料を滞納会費に充てるものとする。

(管理体制)

- 第7条
1. 石垣市観光交流協会公式ホームページの管理は、本会職員がその業務に当たるものとする。